

## 船橋市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱

平成16年 6月30日制定  
平成16年12月 1日一部改正  
平成27年 4月 1日一部改正  
平成29年 4月 1日一部改正

### (目的)

第1条 この要綱は、事業者が使用済自動車等の解体施設や解体自動車の破砕施設の設置等を行う場合に、市が事業者に対し必要な指導を行うことにより、使用済自動車の適正処理を図り、生活環境を保全することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 法 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）をいう。
- 二 使用済自動車 法第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。
- 三 解体自動車 法第2条第3項に規定する解体自動車をいう。
- 四 使用済自動車等 使用済自動車及び解体自動車をいう。
- 五 使用済自動車等の解体施設 使用済自動車等の保管や解体を行う施設及び取り外した部品（廃油及び廃液を含む。）の保管を行う施設
- 六 解体自動車の破砕施設 解体自動車の保管や破砕（破砕前処理を含む。）を行う施設及び自動車破砕残さの保管を行う施設
- 七 設置等 次に掲げるものをいう。
  - イ 使用済自動車等の解体施設又は解体自動車の破砕施設の設置
  - ロ 破砕業者の事業の範囲の変更
- 八 解体業 法第2条第13項に規定する解体業をいう。
- 九 破砕業及び破砕業者 法第2条第14項に規定する破砕業及び破砕業者をいう。
- 十 事業者 次に掲げる者（船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成15年4月1日制定）第4条第1項に規定する事前協議の対象となる廃棄物処理施設の設置等を行う者を除く。）をいう。
  - イ 新たに解体業又は破砕業を行おうとする者
  - ロ 破砕業の事業の範囲を変更しようとする破砕業者
  - ハ 解体業又は破砕業の用に供する事業所の追加、所在地の変更又は用地

の拡大をしようとする者

(事業者の責務)

第3条 事業者は、使用済自動車等の解体施設又は解体自動車の破砕施設の設置等を行うに当たっては、次に掲げる責務を有する。

- 一 法その他関係法令で定める諸基準のほか、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。
- 二 施設の設置等に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。
- 三 市が定めた土地利用計画及び環境保全に関する計画に適合するよう努めなければならない。

(事前協議)

第4条 事業者は、次に掲げる許可の申請又は変更の届出を行おうとするときは、あらかじめ、解体業（破砕業）許可等事前協議書（第1号様式）及び解体業（破砕業）事業計画概要書（第2号様式）（以下「事前協議書等」という。）を、市長に提出し、協議しなければならない。

- 一 法第61条第1項に規定する解体業の許可の申請
  - 二 法第68条第1項に規定する破砕業の許可の申請
  - 三 法第70条第1項に規定する破砕業の事業範囲の変更の許可の申請
  - 四 法第63条第1項又は法第71条第1項に規定する変更の届出（解体業又は破砕業の用に供する事業所の追加、所在地の変更又は用地の拡大をしようとする場合に限る。）
- 2 事業者は、前項の事前協議書等には次の各号に掲げる関係書類を添付しなければならない。

- 一 解体（破砕）業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面、設計計算書、付近の見取り図
- 二 公図の写し
- 三 土地及び施設の所有権（使用権原）を証する書類（写し）
- 四 事業計画書及び収支見積書
- 五 標準作業書
- 六 その他市長が必要と認める書類

(現地調査)

第5条 市長は、事業者から前条第1項の事前協議書等の提出を受けた後、必

要に応じ、現地調査を行うものとする。

(協議会の審査)

第6条 市長は、使用済自動車等の解体施設及び解体自動車の破砕施設の設置等について適正な指導を期するため、事前協議書等を船橋市廃棄物処理施設設置等協議会（以下「協議会」という。）の審査に付するものとする。

- 2 協議会の会長は、事前協議書等の審査のため必要と認める場合には、事業者に対し説明を求めることができる。
- 3 協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(審査指示)

第7条 市長は、協議会の審査結果に基づき、必要に応じ事業者に対し使用済自動車等の解体施設及び解体自動車の破砕施設の設置等を行うに当たっての留意事項又は変更の指示（以下「審査指示」という。）を行うものとする。

- 2 市長は、審査指示を行うに当たり生活環境の保全に関し、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(関係機関との調整)

第8条 事業者は、審査指示事項について、関係機関との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。

(審査指示事項調整済の報告)

第9条 事業者は、審査指示事項について、関係機関との調整、協議等が終了した場合は、審査指示事項調整済報告書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、審査指示事項調整済報告書を受理したときは、これを関係機関に照会し、その内容を確認するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による確認により前条の調整、協議等が終了していないと認められる場合には、事業者に対し審査指示事項について再度調整、協議等を行うことを指示するものとする。
- 4 前項の規定による調整、協議等については、前条からこの条の第2項までを準用する。

(事前協議の終了通知)

第10条 市長は、前条の規定により調整、協議等が終了したと認められる場合には、事業者及び関係機関に事前協議が終了した旨を解体業（破砕業）許可等事前協議終了通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(事前協議の有効期間)

第11条 事前協議の有効期限は、前条の規定による通知をした日の翌日から起算して1年間とする。ただし、事前協議を終了した者から許可の申請又は変更の届出について遅延の申し出があり、市長がこれを正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(事前協議の変更)

第12条 事業者は、第4条第1項の規定により市長に提出した事前協議書等の内容に変更があったときは、解体業（破砕業）許可等事前変更協議書（第5号様式）に変更に係る書類を添付し、市長に提出し、再度調整、協議等を行わなければならない。ただし、軽微な変更にあつては、変更内容を市長に届け出ることによりこれに代えることができる。

2 前項に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 事業者の住所の変更
- 二 事業者の氏名若しくは名称又は事業者が法人の場合にあつては代表者の氏名の変更
- 三 事業者の担当者の職又は氏名の変更
- 四 事業者の連絡先の変更
- 五 事業計画地の面積の変更（当該計画地の面積を縮小させるものに限る。）
- 六 その他市長が軽微な変更と認めるもの

3 第4条から前条までの規定は、変更に係る事前協議について準用する。

(報告の徴収)

第13条 市長は、事業者に対し、必要に応じて関係機関との調整、協議等の状況について報告を求めることができる。

(事前協議の取下げ)

第14条 事業者は、事前協議を取り下げる場合には、事前協議取下書（第6号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

(審査手続の省略)

第15条 市長は、関係法令との調整及び環境保全対策の内容等から相当と認める場合には、第6条から第9条までの規定の全部又は一部を省略することができる。

(許可申請等)

第16条 事業者は、第4条第1項各号に掲げる許可の申請又は変更の届出を

行おうとするときは、第10条の規定による通知を受けた後に当該許可の申請又は変更の届出を行うものとする。

(審査手続きの中断)

第17条 市長は、事業者が廃棄物の処理に関し法及び他の関係法令に基づく改善勧告、改善命令等を現に受けている場合においては、その改善等を行うまでの間、この要綱に基づく手続きを中断することができる。

(台帳の整備)

第18条 市長は、第4条第1項の規定による事前協議書等について、その内容を記した台帳を整備するものとする。

(提出書類の部数)

第19条 第4条第1項、同条第2項及び第12条第1項に係る書類の提出部数は、市長の指示する部数とする。

2 第9条第1項及び第14条に係る書類の提出部数は、1部とする。

(委任)

第20条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に法第61条第1項に規定する解体業の許可の申請、

法第68条第1項に規定する破砕業の許可の申請又は法第70条第1項に規定する破砕業の事業範囲の変更の許可の申請を行った事業者に係る改正後の船橋市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱の規定の適用については、なお従前の例による

- 3 この要綱の施行の日前に法第63条第1項又は法第71条第1項に規定する変更の届出（解体業又は破砕業の用に供する事業所の追加、所在地の変更又は用地の拡大をしようとする場合に限る。）を行った事業については、改正後の船橋市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱の規定は、適用しない。

第1号様式（第4条）

解体業（破砕業）許可等事前協議書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

船橋市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

受付印

第2号様式（第4条）

解体業（破砕業）事業計画概要書

事業者の概要	事業者住所							
	事業者氏名							
	担当者職・氏名							
	連絡先							
	現在の主たる業務内容							
計画の概要	事業計画地							
	計画地面積							
	事業計画の種類							
	処理能力	処理能力			稼働予定日数			
		台/日			日/年			
設備概要								
添付書類	施設の構造を明らかにする図面、設計計算書、付近の見取り図							
	公図の写し							
	土地及び施設の所有権（使用権原）を証する書類（写し）							
	事業計画書及び収支見積書							
	標準作業書							
	その他市長が必要と認める書類							
計画地の内訳		住所・地番	所有者	使用者	地目	面積 (㎡)	都市計画法の区分・用途名	その他法令の指定の有無
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							



第3号様式（第9条）

審査指示事項調整済報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

船橋市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱第7条第1項の規定により、審査指示のあった下記事業について調整、協議が終了したので、同要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

事前協議書等 受付年月日	年 月 日	受付番号	
事業計画の種類			
審査指示年月日	年 月 日		

第4号様式（第10条）

解体業（破砕業）許可等事前協議終了通知書

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで解体業（破砕業）許可等事前協議の申し出がありました下記事業については、船橋市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱第10条の規定により、事前協議が終了したことを通知します。

記

事前協議書等 受付年月日	年 月 日	受付番号	
事業計画の種類			
事業者氏名			
事業計画地			

第5号様式（第12条）

解体業（破砕業）許可等事前変更協議書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

船橋市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて変更協議します。

	(変更後)	(変更前)
変更の内容		
変更の理由		

第6号様式（第14条）

事前協議取下書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

船橋市使用済自動車の適正処理に関する指導要綱第14条の規定により、事前協議を取り下げます。

事前概要書 受付年月日	年 月 日	受付番号	
事業計画の種類			
取り下げ理由			